

篠栗町では、令和6年4月1日以降に生まれたお子さんに、

新生児聴覚検査費用の一部を助成します



新生児聴覚検査とは

生まれて間もない赤ちゃんが眠っている状態で行う「耳の聞こえ」の検査です。（裏面参照）
赤ちゃんの健やかな発達のために、新生児聴覚検査を受けましょう。

助成の内容

■ 対象者

以下の全てに該当する方

- 検査時に篠栗町在住の方
- 令和6年4月以降に生まれ、生後28日以内の
赤ちゃんの保護者
- 他自治体からの補助金の交付や、他の同種の補助を受けたことがない方

■ 助成の対象となる検査

下記いずれかの方法による初回検査および確認検査

● 自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)

音を聞かせて脳の反応を見る検査

● 耳音響放射検査(OAE)

内耳からの反響音を調べる検査

※ 厚生労働省では、より精度の高い自動ABRの検査を推奨しています。

※ 確認検査とは、初回検査でリファア(要再検査)となった場合に実施する再検査です。

■ 助成金額

上限 5,000 円(赤ちゃん1人につき)

※ 検査費用と上限額のいずれか少ない額を助成します。

※ ただし、保険診療で検査を受けた場合は対象外になります。

助成の方法

■ 委託医療機関で検査を受ける場合

「新生児聴覚検査受診券」を医療機関に提出して受診します。

【委託医療機関】

青葉レディースクリニック、権丈産婦人科医院、
そらレディースクリニック、筑紫クリニック、
山崎産婦人科小児科医院、ゆいレディースクリニック

※ 検査費用から助成金額が差し引かれます。

※ 助成金額を超えた金額は、自己負担となります。

■ 委託医療機関以外の医療機関で検査を受ける場合

医療機関に検査費用を全額支払う

※ 「新生児聴覚検査受診券」へ検査結果を医療機関より記入してもらう必要があります。

検査日から1年以内に

健康課へ次の書類を提出

- ① 新生児聴覚検査受診券(検査結果が記入されたもの)
- ② 新生児聴覚検査費助成金交付申請書兼請求書
- ③ 母子健康手帳
- ④ 領収書
- ⑤ 振込口座の確認できるもの

※ ②の申請書兼請求書は、町のホームページからダウンロードできます。



町ホームページ

保護者の方へ

お子さんの耳のきこえ(聴覚)の 検査を受けましょう

この検査は、お子さんが自然に眠っている間に音をきかせて反応をみるものです。

10分ほどで安全に行える検査で、薬を使わず、お子さんは痛みもなく、副作用もありません。

検査結果は「パス」または「リファー(要再検)」のいずれかで、お産の入院中にわかります。



検査結果が「パス」のとき

現時点ではお子さんのきこえに心配はありません。

しかし、成長の過程で中耳炎やおたふくかぜなど、あとになって耳のきこえが悪くなる場合や、先天性の原因でもあとから難聴が出てくることもあります。今回の検査ではそういったものは発見することはできませんが、退院後に、ご家庭で言葉やお子さんの耳のきこえで心配なことがありましたら、耳鼻科受診や乳幼児健康診査等を利用して、遠慮なく医師や保健師にご相談ください。

検査結果が「リファー(要再検)」のとき

ただちに耳がきこえていないことを意味するものではありません。

生まれたばかりの赤ちゃんは、耳のきこえが正常でも耳の中に液体が残っていて、今回の検査で「パス」しないことがあります。また、検査の時に泣いたり、動きすぎたりしてうまく判定できないことがあります。

お子さんの本当の聴力の程度は、今後の検査やお子さんの観察によって明らかになっていきます。お子さんの体調がよろしいときに精密医療機関を必ず受診してください。

生まれてくる赤ちゃんの1,000人のうち、1~2人は、生まれつき耳がきこえていないことがあると言われています。その場合には、早く発見して、早くからコミュニケーションを取る練習をすることが、赤ちゃんの言葉の成長のためにはとても大切です。

検査は保護者等の同意に基づきますが、生まれてくる赤ちゃんのために受けていただくことをお勧めしています。



検査費用は産科の主治医等におたずねください。

検査結果は、主治医が母子健康手帳に貼付または記入します。

お住まいの市町村保健師から、検査の受診有無や結果をおたずねすることがあります。

やさしい
日本語版は
こちらから



●●● 詳しくは、かかりつけの産科へおたずねください ●●●